総務



平成29年度 愛媛県公平委員会連合会通常総会(平成29年8月30日)

総務

1 市 庁 舎

(1) 本 庁 舎

所 在 地 一宮町一丁目5番1号

☎ 65 − 1234

沿 革 昭和12年11月開庁(旧新居浜町役

場庁舎使用)

昭和19年5月庁舎開庁

昭和25年11月火災により焼失

昭和27年4月庁舎開庁

昭和27年10月議事堂開設

昭和41年度から庁舎建設基金設置、

具体的検討に着手

昭和48年議会に庁舎建設特別委員

会を設置

昭和53年7月庁舎建設着工

昭和55年1月31日庁舎完成

昭和55年3月3日開庁

敷地面積 2万546.33㎡

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・

地上6階・塔屋2階、鉄筋コンク

リート造2階建

建築面積 3,607.48㎡

延床面積 1万5,235.94㎡

建物の高さ 36.4m

駐 車 場 収容台数約180台(来客用)

建設事業費 30億1,000万円(建設費27億5,000

万円、一部用地取得費 2億6,000万

円)

(2) 支所庁舎

区 分	上 部 支 所	川東支所	別子山支所
所 在 地	喜光地町一丁目5番9号	松神子一丁目8番20号	別子山甲482番地の3
	☎ 43−6101	☎ 46−1180	☎ 64−2011
敷 地 面 積	1,633.05m²	1,550.40m²	1, 808. 75m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96m²
建築年月日	昭和55年3月29日(新築)	昭和54年3月25日(新築)	昭和35年(別子小学校弟地分
		昭和61年2月12日(増築)	校として新築、昭和41年から 別子山村役場として使用)
			昭和57年、昭和63年、平成3年(増築)
建設事業費	建設費 1億4,333万円	建設費 6,076万円	建設費 1億4,965万円
	一部用地取得費 3,404万円	_	_

(3) 本庁舎案内図

機 械 室

議場傍聴席

					我	场 ′	1方 中		Ťi									
6 議	議	記	議会	議会	議員応	議員	日前		正副		議員		委 1 、。		議			
事階堂)	事 事 務	録		資 料	接 室 1	控	長虎	Ž Ž	議長		全		員 ² ³ ³					
	課 局	室	室	室	2	室	롴		室	室	員	# =	室 4		場			
5階	・情報政策課	事 務 局選挙管理委員会	事務局		事 務 局 監 査 委 員	監査委員室	教育長室	• 学校教育課	·社会教育課	・文化振興課	・スポーツ振興課		教育委員会	·人権擁護課	市民部			
4 階	·建築指導課	地 路 記	国都 土市	建設部	土地開発公社	面談コーナー	・下水道建設課	・下水道管理課	環境部	・運輸観光課		・産業振興課	・農林水産課	·農地整備課	経済部			
3 階	者の見	・地方創生惟進課・財 政 課課 課	秘書広報	画	副市長室	政資料	参与室	·防災安全課	民		・人 事 課	総務部		・契約課			(車庫	東)
2 階	権産種	税 肚	総務部	地 域 セク	福业社会部	消費生活センター	市民相談コーナー	面談コーナー	法務局窓口	・男女共同参画課	・地域コミュニティ課	市民部	環境保全	・ごみ減量課	環境部	別子銅山文化遺産 画	・市史編さん室	分保養哲堂室
1階	市 民 課	合 案 案	授乳室	キッズコーナー	面談コーナー	・国生活福祉課	后 域 福 祖 上 祉	護福祉	子育て支援	福祉部		出納室	名 序 占 弓	受 䜣 出 悵	伊予銀行新居浜			
地階			機械		一一一受付	宿 直 警 備		売		食								
					_	<u>َ</u>												

室

店

堂

室

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(30.3.31 現在・単位: ㎡)

	IJ,	/\		土地(地積)	建生	物 延 床 面	積
	区	分			木 造	非 木 造	計
	本	庁	舎	25,060	259	20,125	20,384
	その他の	(消防) 施	設	14,668	27	8,495	8,522
行	行政機関	その他の施	設	692,436	168	59,247	59,415
政		学	校	492,034	1,893	168,725	170,618
財	公共用	公 営 住	宅	227,629	6,094	119,633	125,727
産	財 産	公	園	883,000	2,555	5,683	8,238
/		その他の施	設	973,522	5,937	104,727	110,664
	小	計		3,308,349	16,933	486,635	503,568
जेर्ह.	Ш		林	48,024,607	240	30	270
普通財産	普通財	産・その他一	般	293,600	5,359	26,702	32,061
財産	工業団	地臨海工業用	地	71,789	0	0	0
)生	小 計			48,389,996	5,599	26,732	32,331
	合	計		51,698,345	22,532	513,367	535,899

(2) 物 権

	区		分		地 積
地		上		権	67,662
借		地		権	199,258
無	償	借	地	権	104,474
	合		計		371,394

(3) 有価証券

(30.3.31 現在・単位:千円)

	区	分		金	額
株			券		132,292

(30.3.31 現在・単位:㎡) (4) 出資による権利 (30.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
愛媛県漁業信用基金協会	3,150
愛媛県農業信用基金協会	510
衛別子木材センター	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福)新居浜社会福祉事業協会	1,000
地方公共団体金融機構	8,206
愛媛県信用保証協会	17,903
(公財) 愛媛の森林基金	14,618
(公財) えひめ海づくり基金	13,472
(公財) 新居浜市文化体育振興事業団	50,000
(公財) えひめ産業振興財団	17,913
(公財)愛媛県国際交流協会	3,789
(一財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金	3,135
(公財)えひめ東予産業創造センター	375,905
(公財) 愛媛県暴力追放推進センター	11,582
(一財) 愛媛県廃棄物処理センター	547
(公財)えひめ農林漁業振興機構	16,834
愛媛県災害ボランティア支援本部	1,818
(公財) 愛媛県スポーツ振興事業団	11,624
(公財) 愛媛県文化振興財団	3,518
合 計	600,404

(5)	基	:	(30. 3.	31 玙	社生'	· 単位: 十円)
		区	分				金額
特	別	奨	学	基		金	31,062
奨	学 資	金	貸	付	基	金	99,650
青	野記	2 念	奨	学	基	金	73,461
入	学 準	備金	全 貸	付	基	金	2,162
財	政	調	整	基		金	4,561,572
土	地	開	発	基	· •	金	0
体	育 施	設	建	設	基	金	693,396
平	尾墓	園	管	理	基	金	99,259
文	化	振	興	基		金	820,696
寺	尾 音	楽 教	育技	辰 興	基	金	9,903
減		債	1	表		金	717,505
図	書館	図	小 整	備	基	金	35,822
地	域	福	祉	基		金	432,588
生	活文化	とます	5 ブ	くり	基	金	6,890
国	際	交	流	基		金	34,188
工	藤 交 通	災害	遺児	修当	差基	金	10,326
5	るさと	・ 水 と	土保	全対	策 基	金	10,115
玉	民 健 康	保 険	財政	調	冬 基	金	335,520
介	護 給	付雪	費 準	備	基	金	632,434
浮	川健	康二	づ く	り	基	金	50,734
公	共 施	設	整	備	基	金	1,014,188
別	子	山 挑	Ē 9	曍 ፟፟፟፟	甚	金	338,932
災	害	対	策	基	•	金	138,232
Z	ども	夢	未	来	基	金	2,329
合	併	振	興	基		金	1,722,119
あ	か	が	ね	基		金	235,164
環	境	保	全	基	•	金	82,268
も	のづく	くり産	至 業	振興	基	金	63,250
_美 	術	品 縣	構 プ	<u> </u>	基	金	112,540
		合	言	†			12,366,305

(債権額等含む)

財政調整基金 平成30年5月31日 130,000千円 取崩し 平尾墓園管理基金 平成30年5月31日 11,955千円 取崩し 11,888千円 取崩し 減債基金 平成30年5月31日 地域福祉基金 平成30年5月31日 39,288千円 取崩し 生活文化まちづくり基金 平成30年5月31日 3,500千円 取崩し 国際交流基金 平成30年5月31日 1,651千円 取崩し 国民健康保険財政調整基金 平成30年5月31日 - 26,173千円 取崩し 公共施設整備基金 平成30年5月31日 304,008千円 取崩し 別子山振興基金 平成30年5月31日 23,047千円 取崩し 合併振興基金 平成30年5月31日 159,338千円 取崩し あかがね基金 平成30年5月31日 21,936千円 取崩し 環境保全基金 8,594千円 取崩し 平成30年5月31日

3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきている。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について 一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実 施している。

(1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守であり、地方自治法や各種関係法令、また平成27年度に「市民負担の公平性及び財政の健全性の確保」を目的に制定した新居浜市債権管理条例の規定に従い、市の債権を適正に管理する。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に 取り組むための基本的な考え方を示しており、この 計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策 に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信 頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ること を目的としている。

(3) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様に自力執行権のある債権については、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう、債権管理課が支援・助言を行っていく。特に公売手続きが必要な案件について、債権所管課から債権管理課が移管引き受けし、債権回収を進めている。

(4) 非強制徴収債権の滞納整理

自力執行権のない非強制徴収債権のうち、滞納額 及び件数の多いことから指定した重点滞納債権を中 心に、債権管理課と所管課との共同処理により、訴え の準備が整った債権から順次強制執行等の法的措置 を行い、債権回収を進めている。

(1) 平成28年11月1日 共同処理開始分

(30.3.31 現在)

	債	権	名	(担当課)			共	同 処 理	訴訟提起	回収結果					
	浿	作生	17				(1)	.=	ポノ		件 数	金額	件数	件 数	金額
特定	健	診	検	診	料	(国	保	課)	1 件	6,759 円	1 件	1 件	6,759 円
診 療	報	西州	返	還	金	(国	保	課)	4	59,019	0	1	11,375
生 活	保	蒦 費	返	還	金	(=	上活	福	祉課)	3	14,935,026	0	2	344,000
児童	夫 養	手	当 追	豆 還	金	(一	育で	支	援課	(:)	6	3,135,560	0	4	476,000
放課後	見童ク	クラフ	ブ実費	貴徴中	又金	(=	学校	教	育課)	6	123,000	0	6	123,000
		合			į	計					20	18,259,364	1	14	961,134

(2) 平成29年12月20日 共同処理開始分

(30.3.31 現在)

	当課)	共同処理	訴訟提起	ī [0	収 結 果
順 惟 石 (担	件	数 金	額 件数	件数	金額
市営住宅家賃・共益費(建築位	主宅課) 7	件 3,659,6	630 円 0 /	件 6件	999,840 円
奨学金貸付基金貸付金(学校	教育課) 2	1,282,0	000	2	64,000
入学準備金貸付基金貸付金(学校	效育課) 2	80,0	000	2	80,000
子 ど も 手 当 返 還 金 (子育て	支援課) 2	46,0	000	0	0
し 尿 処 理 手 数 料(環境化	呆全課) 1	3,8	880 0	1	3,880
合 計	14	5,071,	510 0	11	1,147,720

4 契 約

契約の状況 (単位:件、千円)

区	分		年 度	27	28	29
	市内業者	件	数	317	360	342 (2)
工	市内業者	金	額	5,184,148 (4,223)	5,980,110	5,818,052 (1,759,644)
事請	市外業者	件	数	51 (2)	26	36 (3)
負 契	外 耒 伯	金	額	4,355,677 (4,223)	540,258	4,347,043 (2,273,724)
約	.t. ⇒1.	件	数	368 (2)	386	378 (5)
	小計	金	額	9,539,825 (8,446)	6,520,368	10,165,095 (4,033,368)
物	品購入契約	件	数	2,923	3,254	3,091
彻	即	金	額	458,741	414,576	237,343

注1:()内件数は共同企業体

注2:()内金額は出資比率による。

注3:共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4:工事請負契約は、水道局及び港務局契約分を含む。

(1) 税目・税率等 (30.4.1 現在)

税目		 区 分 · 税 率 等		納税義務者
個 人	均等割	定額 3,500円		57,131人
市民税	所得割	6.0%	hr hr	(29年度)
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものの うち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	21 社
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	10 社
法	均	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものの うち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	200 社
人		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	27 社
Λ	等	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	149 社
市		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	43 社
民		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるも	年額 13万円 年額	525 社
	割	ののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	平領 12万円	24 社
税		上記以外の法人等	年額 5万円	2,560 社
		合 計		3,559 社
	法人税割	12.1 100		
	原動機化のアイウエ	・ 守自転車 第1種原付50cc以下 第2種原付(乙)50cc超90cc以下 第2種原付(甲)90cc超125cc以下 ミニカー (3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 2,000円 年額 2,000円 年額 2,400円 年額 3,700円	(課税台数) 9,856台 1,027台 1,922台 92台
	アニ	車及び小型特殊自動車 2 輪のもの (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減) (営業用	年額 3,600円 年額 3,100円 年額額 4,600円 年額額 1,000円 年額額 2,000円 年額額 3,000円 年額 5,500円	1,1355 0台台 00台台 00 00 00 4台
軽		(新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 6,900円 年額 8,200円	1 1台 2台 0台
自		(" 50%軽減)	年額 3,500円 年額 5,200円 年額 7,200円	0台 0台 20,116台
動		(新税率) (重課税率)	年額 10,800円 年額 12,900円	4,412台 6,739台
車	ウ.	(" 50%軽減) (" 25%軽減)	年額 2,700円 年額 5,400円 年額 8,100円	0台 400台 836台
4.4		(新税率)	年額 3,000円 年額 3,800円	93台 21台
税		(重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減)	年額 4,500円 年額 1,000円 年額 1,900円	42台 0台 0台
		(25% 軽減) 貨物用のもの 自家用	年額 2,900円 年額 4,000円	8台 4,891台
		(新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 5,000円 年額 6,000円 年額 1,300円	1,423台 3,836台 0台
		(" 50%軽減) (" 25%軽減)	年額 2,500円 年額 3,800円	0台 75台
		農耕作業用自動車 ボートトレーラー	年額 2,400円 年額 3,600円	95台 29台
	力 2	その他のもの 2 輪の小型自動車	年額 5,900円 年額 6,000円	102台 1,606台
	-1	2 fm v v v · 工口劝平	1 HK 0,000[]	計 58,764台

税目	区分・税率等	納税義務者
市たばこ税	1,000 本につき 5,262 円(旧 3 級品以外) 1,000 本につき 4,000 円(旧 3 級品)	6 社
入 湯 税	1人1日について150円	1 社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	48,801人
都市計画税	0.28 100	34,991人
特別土地 保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	_

(2) 納税義務者数 (課税状況調)

市民税

ア個人

(29.7.1 現在・単位:人)

区分年	25	26	27	28	29
普 通 徴 収	14,005	12,433	8,317	7,486	8,770
特別徴収(給与)	31,897	34,052	39,099	39,720	39,158
特別徴収(年金)	11,181	10,122	9,187	9,640	9,277
計	57,083	56,607	56,603	56,846	57,205
 イ 法 人				(29.7.1	 現在・単位:社)

区分年	25	26	27	28	29
法人均等割納税義務者数	3,414	3,463	3,497	3,547	3,559

(3) 固定資産概要調書

ア土地

(30.4.1 現在)

区分	地目	田	畑	宅 地	池沼	山 林	原野	雑種地	計
地積	評価総地積(m)	8,002,396	6,108,840	24,891,229	27,335	60,403,141	103,857	4,010,210	103,547,008
地傾	法定免税点以上(m³)	7,146,367	4,821,370	24,705,134	19,429	57,908,126	71,524	3,900,431	98,572,381
決定	総 額 (千円)	1,462,878	1,345,720	479,729,381	51,617	916,183	3,182	29,025,147	512,534,108
価格	法定免税点以上(千円)	1,386,279	1,298,554	478,118,341	51,382	876,838	2,251	28,839,344	510,572,989
課移	总標準額(千円)	1,161,289	964,765	194,404,062	35,792	876,838	2,091	19,817,318	217,262,155
筆数	評 価 総 筆 数	13,151	12,307	115,264	32	8,797	212	10,204	159,967
	法定免税点以上	11,538	9,144	112,707	24	6,836	159	8,493	148,901
単当価格	平均価格 (円/m³)	182	220	19,273	1,888	15	31	7,238	4,950
<u> 価格</u>	最高価格(円/m³)	39,322	49,818	80,879	14,016	48	8,604	71,379	80,879

イ 家 屋 (30.4.1 現在)

区	分	総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構成(景)
納税義	務 者 (人)	43,450	4,325	39,125	90.05
	木 造	55,070	4,978	50,092	90.96
棟 数	木造以外	19,298	276	19,022	98.57
	計	74,368	5,254	69,114	92.94
古 克 往	木 造	4,745,717	280,068	4,465,649	94.10
床 面 積 (㎡)	木造以外	4,593,516	5,947	4,587,569	99.87
(111)	計	9,339,233	286,015	9,053,218	96.94
进 安 压 极	木 造	93,087,750	379,155	92,708,595	99.59
決 定 価 格 (千円)	木造以外	149,528,672	20,470	149,508,202	99.99
(111)	計	242,616,422	399,625	242,216,797	99.84
単位当価格	木 造	19,615	1,354	20,760	
(円/㎡)	木造以外	32,552	3,442	32,590	

ウ 償却資産 (30.4.1 現在)

				N	and the second	課 税 標 準	額の内訳
	区			決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの	左記以外のもの
市決	構	築	物	36,433,258	35,714,331	403,377	35,310,954
長定	機力	械及び参	き 置	99,419,414	96,781,876	2,218,757	94,563,119
がし	船		舶	2,715,812	1,395,249	1,320,564	74,685
価た	車両	5及び運	般具	648,615	648,615	0	648,615
格も をの	工,	具器具備	計品	14,444,960	14,413,545	23,367	14,390,178
& V)	小	計	(1)	153,662,059	148,953,616	3,966,065	144,987,551
法関第	総	務大	臣	30,099,979	27,035,675		
法第三八九条	県	知	事	56,302	56,141		
九条係	小	計	(口)	30,156,281	27,091,816		
合	計	· (1) -	⊢ (□)	183,818,340	176,045,432		

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況(滞納繰越分含む)

(単位:千円)

年 度	調定額	収納額	収納率
25	19,726,814	18,902,720	95.82 %
26	19,581,696	18,920,673	96.62
27	19,855,434	19,264,958	97.03
28	19,167,450	18,628,883	97.19
29	19,622,272	19,170,546	97.70

イ 平成29年度税目別収納状況

(単位:千円)

税	ı	目	調定額	収納額	収納率
市	個	人	5,840,004	5,708,409	97.75
民	法	人	2,207,818	2,200,213	99.66
税	小	計	8,047,822	7,908,622	98.27
固定	資	産 税	9,153,356	8,901,139	96.71
交	付	金	11,570	11,570	100.00
特別二	上地位	保有税	0	0	_
軽 自	動	車 税	389,585	362,322	93.00
市た	ば	こ税	808,008	808,008	100.00
入	湯	税	554	554	100.00
都 市	計	画 税	1,211,377	1,178,331	97.27
総		計	19,622,272	19,170,546	97.70

(5) 納税貯蓄組合

区分			年度	25	26	27	28	29
組	合	数		24	23	22	21	19
課	税	者 数	(人)	1,292	1,230	1,205	1,141	_
期	限内納	付 額	〔 (千円)	128,420	119,973	111,324	111,725	_
市稅	題定額(県	民税含む) (千円)	129,650	122,550	112,255	112,601	_
納	付	淬	(%)	99.05	97.90	99.17	99.22	_

6 職 員

(1) 職員数

(30.4.1 現在・単位:人)

立7 E タ			実	職員	数	
部 局 名	定数	事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	638	399	223	1		623
水 道 局	45	18	19			37
消防長の事務部局	134	134				134
議 会 の 事 務 部 局	10	9				9
教育委員会の事務部局	45	35	3		7	45
その他の教育機関	64	7	9	25	7	48
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派 遣 職 員	6	2				2
合 計	956	616	254	26	14	910

注1:実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2:新居浜市職員定数条例(抜粋)

(定数外の職員)

- 第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外と する。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
 - (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
 - (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(30.4.1 現在)

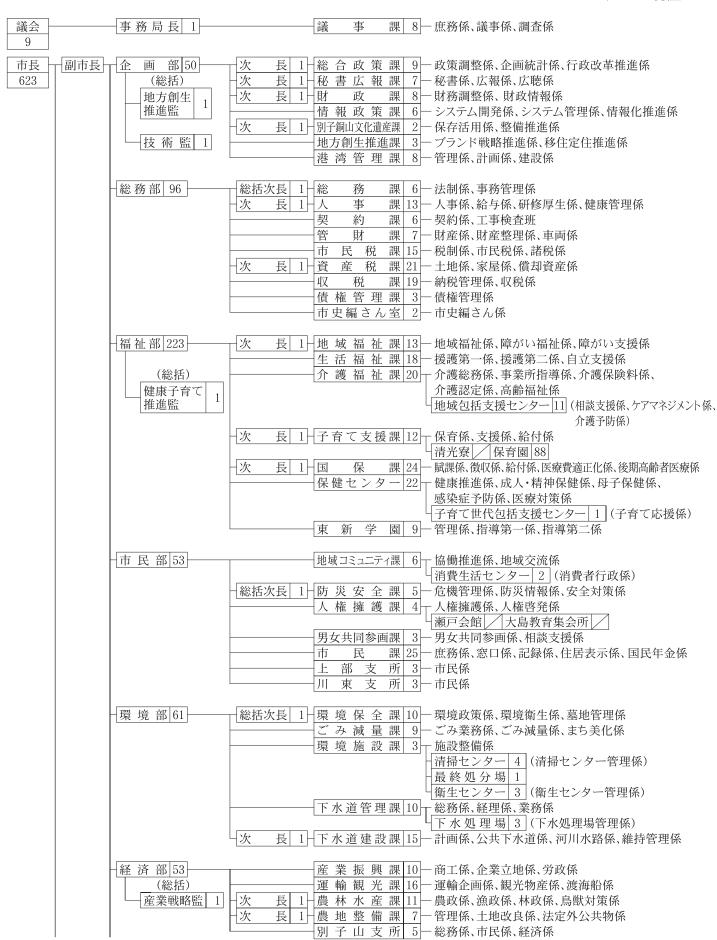
区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名	部長	次 長	課 長 主 幹 技 幹	副課長	係 長 主 査	主任	上級主事	主事	
職員数(人)	9	32	58	91	156	54	60	51	511
構 成 比 (%)	1.8	6.3	11.4	17.8	30.5	10.6	11.7	9.9	100.0

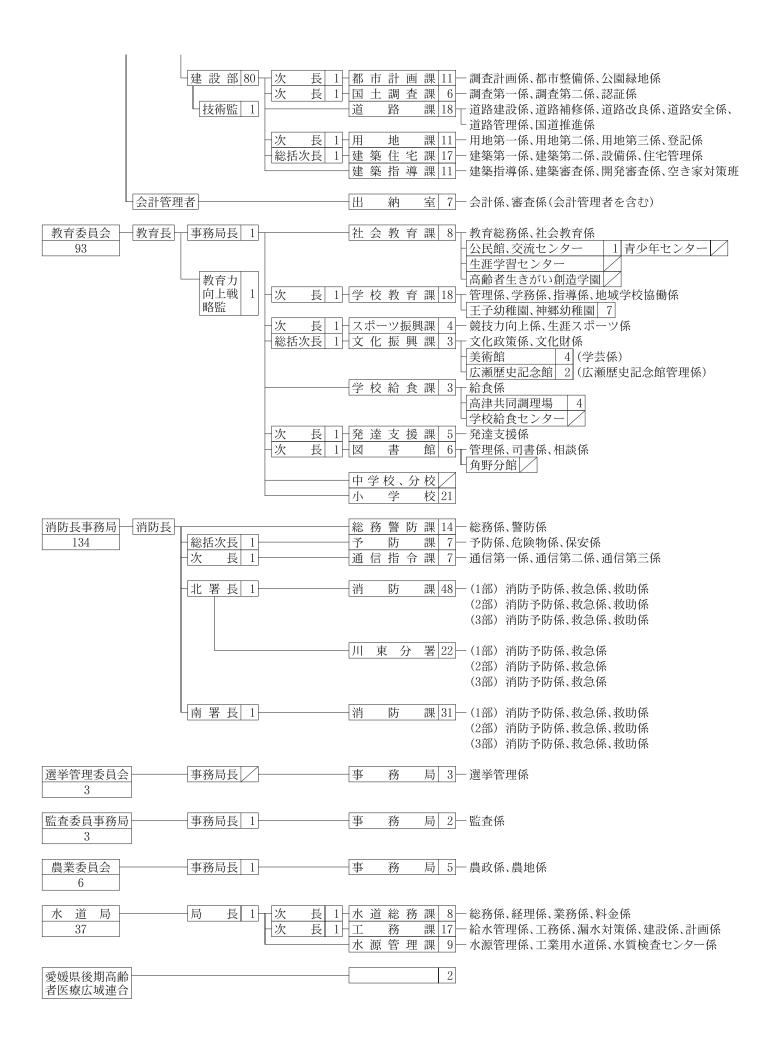
注1:新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

注2:再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数

(30.4.1 現在)





8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位:円)

	Į	 哉		2	i I		27. 4 改正 27. 4 適用	28.4 改正 28.4 適用	28.12 改正 29.7 適用
市					長	月額	955,000	956,000	956,000
副	市	長	(統 括)	"	779,000	780,000	780,000
副	市	長	(特命)	"	682,000	683,000	683,000
監		查	委		員	"	441,000	442,000	442,000
固	定	資 産	評	価	員	"	_	_	_
教		育	ř		長	"	657,000	658,000	658,000
教	育	委員	会	委	員	"	126,100	126,100	126,100
選	挙 管	理 委	員 会	委 員	長	日額	22,900	22,900	22,900
選	挙	管	理	委	員	"	20,900	20,900	20,900
選	挙 管	理 委	員	補 充	員	"	14,100	14,100	14,100
監	查	委 員	. (非	常	勤)	月額	250,900	250,900	250,900
監	查	委員	(議	会選(壬)	"	52,100	52,100	52,100
固	定資産	評価審	至 查 委	員 会 委	員	日額	14,100	14,100	14,100
公	平	委 員	会 委	員	長	"	15,600	15,600	15,600
公	平	委員	会	委	員	"	15,600	15,600	15,600
農	業	委員	会	会	長	月額	62,700	62,700	62,700
農	業委	員 会	会	長 代	理	"	49,100	49,100	49,100
農	業	委員	会	委	員	"	44,200	44,200	41,700
農	業	委 員	会 部	会	長	"	49,100	49,100	_
選		挙			長	日額	19,800	19,800	19,800
開	票管理者	及び投	票所の打	少票管理	里者	"	18,200	18,200	18,200
開具	票立会人、選	拳立会人及	及び投票所	の投票立	会人	"	14,100	14,100	14,100
	令又は条例 の他関係者		より出頭	した選挙	人、	"	9,000	9,000	9,000
	令又は条例 実費弁償	の規定によ 	り公聴会	に参加した	た者 	"	9,000	9,000	9,000

注1:平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注2:一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

注3:平成28年12月に改正した農業委員会委員の報酬額は、従前の例により在任する委員の任期満了の日の翌日から適用する。

部会の廃止に伴い、農業委員会部会長の報酬を廃止する。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(30.4.1 現在)

区分			共長	% ±:			最		Ī	与		最		ſ.	£	
	人員	給 料	勤 年		年	齢	給 料	勤年	続数	年	齢	給 料	勤年	続数	年	齢
補職	人	円	年	月	歳	月	円	年	月	歳	月	円	年	月	歳	月
部 長 相 当 職	11	452,173	35	11	58	7	456,700	36	1	58	0	444,800	35	1	57	1
次 長 相 当 職	39	424,423	33	7	56	5	434,300	36	1	58	8	424,500	30	1	54	10
課 長 相 当 職	43	403,314	32	4	55	2	409,100	37	1	55	3	400,200	35	1	58	6
主・技幹相当職	38	401,839	32	8	54	9	407,800	41	1	59	11	399,700	23	1	48	3
副課長相当職	139	386,663	28	5	51	1	392,600	40	1	58	5	377,800	26	1	49	7
係 長 相 当 職	164	362,246	22	5	44	7	380,600	40	1	58	3	338,800	16	1	38	2
主 査 相 当 職	119	357,213	24	1	45	5	380,600	34	11	59	11	323,800	15	1	37	7
主 任 相 当 職	107	285,694	12	8	36	10	349,600	22	1	45	0	258,100	9	1	31	0
主 事 相 当 職	217	209,322	4	0	28	10	303,800	32	1	52	3	147,100	0	1	18	0
技 能 労 務 職	26	364,565	27	8	55	11	380,600	34	1	59	6	357,700	26	1	44	9
教 育 職	7	419,687	27	11	51	5	433,082	32	9	56	3	396,841	25	1	48	7
計	910	327,704	19	9	43	0										\overline{Z}

イ初任給

初級 (高校卒) 行政職 147,100円 中級 (短大卒) " 159,800円 上級 (大学卒) 179,200円

ウ ラスパイレス指数

年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
+15.*	101 5	101.0	101.9	101.4	109.2	108.5	00.0	00.0	100.0	00.0
指数	101.5	101.6	101.9	101.4	参考値 100.9	参考値 100.3	99.9	99.9	100.0	99.6

注1:ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。 注2:「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(3) 旅 費

(単位:円)

	区).	分	航空賃	日 当 (1日 につき)	宿》 (1 夜》 甲地方	自料 こつき) 乙地方	食卓料 (1夜に つき)
1.	市	長	等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2.	4級	:職給ポロリング :以上のある。	の職	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3.	3級	:職給 :以下(ある [‡]	の職	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、 京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九

州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地 域をいう。

2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅 行する場合若しくは公務の必要又は天災そ の他やむを得ない事情により、最も経済的 な通常の経路又は方法によって旅行しがた い場合であって、旅行命令権者の承認した ものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容(平成29年度)

(1) 基本研修

研修名	対象者	研 修 内 容	受講 者数	日数	会場・講師等
第1部	29年4月1日付新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構 え等市職員としての基礎的知識を 習得させ、職場への適応力を養う。 また、新居浜市の発展基礎となっ た別子銅山の歴史と現存する産業 遺産について理解を深める。	31	計 9	前期 大会議室 アビリティーとシター株 白石神師 3市合同研修 新居浜市 マリンパーク新居 中期 大会議室 アドリリティーを 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を
					産業遺産研修 旧別子ほか
第2部	採用後1年経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。また、職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む)	25	計 6	施設体験事前研修 5階大会議室 特別養護老人ホームふたば荘 白石正社会福祉協議会 田中美枝、川口恵里奈庁内講師 特別養護老人ホーム1日間体験研修特別養護老人ホームふたば荘ほか5施設合同研修 コミュニティ防災センター 臨床心理士 舩戸智寿子庁内講師
第3部	採用後6年経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む)	14	1	イオン新居浜会議室 コミュニティ防災センター イオン教育リーダー、庁内講師ほか
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の 行政能力を養うとともに、管理上 の原則的な知識を体系的に理解させる。	10	1	大会議室 臨床心理士 舩戸智寿子 庁内講師
第5部	主查昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成 などに関する基本を組織的、体系 的に習得させる。	18	1	大会議室 臨床心理士 舩戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則など を理解させ、指導能力、職務遂行能 力を養い、円滑な行政運営のリー ダーを育成する。また、人事考課者 となるため、その基本を習得する。	18	2	マリンパーク新居浜 (一社)日本経営協会 阪口武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な 知識、技能を習得させ、多角的な 行政対応能力及び管理能力を養う。	22	2	マリンパーク新居浜 愛媛大学 仲道雅輝
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を 効率的に達成するために必要な管 理能力の向上を図る。	16	1	大会議室 学校法人 追手門学院 秦敬治

(2) 特別研修

ערנית דר אין ואינית דר ביי וואינית דר				
研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会場・講師等
特別研修 「自治大学校 e – ラーニング研修」	希望職員	8	日 一	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	57	2	大会議室 庁内講師
特別研修 「政策形成研修」	採用後2年経過後職員	25	3	大会議室 行政マネジメント研究所 兼松方彦 日本経営協会 今井和興
特別研修 「シティブランド戦略研修」	全職員	636	4 (8班)	コミュニティ防災センター 庁内講師
特別研修 「人物試験評価者研修」	職員採用試験面接官 人事担当者 ほか	19	1	大会議室 日本人事試験研究センター 長田好美
特別研修 「市町男女共同参画講座」	部局長、総括次長、次長課所室長	30	1	コミュニティ防災センター えひめ女性財団 理事 越智やよい
特別研修 「技術職員研修」	技術職員	120	4	大会議室 庁内講師
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員(主事級及び主 任級)	86	4	庁舎会議室 庁内講師
特別研修 「安全運転講習」	受講が必要と思われる者	14	7	新居浜自動車教習所
特別研修 「地域活性化研修」	希望職員	26	1	リーガロイヤルホテル新居浜 2階 伊予の間 日独産業協会理事長 ゲアハルト ヴィースホイ
特別研修 「e-ラーニング講座 制度運用篇コース」	希望職員	16	_	庁内LAN接続パソコン
OA研修 情報セキュリティ(e-ラーニング) 情報セキュリティー般コース	全職員(4年間に分けて 実施)第4年度	340	_	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「ブランド&広報 戦略研修」	全職員 (課長級以上は必須)	318	1 (2班)	コミュニティ防災センター 近畿大学 総務部広報室長 加藤公代
特別研修 「職員の綱紀粛正等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修 「イクボス研修 〜働き方改革は生き方 改革〜」	①部局長・総括次長、次 長、各課所長 ②希望職員	76	1	コミュニティ防災センター ファザーリング・ジャパン 代表理事 安藤哲也
特別研修 「ライフデザイン研修」	希望職員(女性)	23	1	コミュニティ防災センター FPM – α 三好美穂子 庁内講師
特別研修 「人事評価(面談)研修」	主・技幹以上の職員	90	1 (2班)	コミュニティ防災センターほか (一社)日本経営協会 山口貞利

(3) 人権・同和研修

研修名	対 象 者	受講者数	日数	会場・講師等
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	791 ^人	日 6月~ 7月	各校区内公民館、自治会館ほか
人権・同和教育主担者養成研修 (第3回)	主担者	39	1	大会議室
人権クロスミーティング(基礎編)	平成27、28年度 新規採用職員	42	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング(指導者編)	主查、副課長昇 任職員	34	1	コミュニティ防災センター
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月~ 2月	各職場

(4) 市町村アカデミー

研修名	対象者	受講者数	日数	派遣先
住民税課税事務	庁内人選	2 人	日 11	千葉市
人材育成の企画と実践	庁内人選	1	9	千葉市
法令実務能力の向上B(応用)	庁内人選	1	11	千葉市
災害に強い地域づくりと危機管理	庁内人選	1	9	千葉市
自治体財政運営講座	庁内人選	1	9	千葉市
固定資産課税事務(土地)	庁内人選	1	11	千葉市
固定資産課税事務(家屋)	庁内人選	1	11	千葉市
行政と教育の連携による地域づくり	庁内人選	1	5	千葉市
使用料等の滞納債権の回収強化	庁内人選	1	5	千葉市
管理職をめざすためのステップアップ	庁内人選	3	5	千葉市
住民窓口サービスの向上	庁内人選	1	5	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研修名	対 象 者	受講者数	日数	派遣先
住民と協働によるまちづくり	庁内人選	1	日 5	大津市
行政不服審査法	庁内人選	1	3	大津市
行政評価を核とするマネジメント	庁内人選	1	3	大津市
地域住民の防災力向上	庁内人選	1	3	大津市
自治体の自立的な財政運営	庁内人選	1	3	大津市
使用料等の債権回収	庁内人選	1	5	大津市
滞納整理の実践と徴収マネジメント	庁内人選	1	5	大津市
人事評価制度とその運用の実際	庁内人選	1	5	大津市
社会福祉法人制度改革と自治体実務	庁内人選	1	3	大津市
食と農と福祉の連携による地域の活性化	庁内人選	1	3	大津市
自治体の中小企業支援	庁内人選	1	3	大津市
自治体職員のためのデータ分析の基本	庁内人選	1	3	大津市
オープンデータ、ビッグデータ等を活用した 自治体政策	庁内人選	1	3	大津市
事例とケースメソッドで学ぶ組織運営	庁内人選	2	5	大津市
提案を実現するための技法	庁内人選	2	3	大津市
学習する組織を目指して	庁内人選	1	3	大津市

(6) 愛媛県研修所

 研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派遣先
経営分析基礎	庁内人選	2 人	2 日	松山市
コミュニケーション	庁内人選	1	2	松山市
文章力向上	庁内人選	3	2	松山市
政策形成理論	庁内人選	2	2	松山市
女性ワークライフサポート	庁内人選	2	2	松山市
地方自治法	庁内人選	4	2	松山市
住民ニーズ調査実践	庁内人選	2	2	松山市
業務効率向上	庁内人選	1	2	松山市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派遣先
RESAS	庁内人選	2 人	2 日	松山市
タイムマネジメント	庁内人選	1	2	松山市
自治体法務検定受検	庁内人選	1	1	松山市
法制執務	庁内人選	2	2	松山市
ファシリテーション	庁内人選	1	2	松山市
折衝力交渉力	庁内人選	1	2	松山市
部長級・次長級セミナー	庁内人選	1	1	松山市
市町課長級研修(第38期)	庁内人選	1	2	松山市
市町係長研修(第77期)	庁内人選	1	4	松山市
県・市町中堅職員研修(第26期)	庁内人選	2	4	松山市
土木職員技術職員研修(後期)	庁内人選	1	3	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	1	2	松山市

(7) 消防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派遣先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	4	171	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	2	32	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	5	54	松山市
愛媛県消防学校「警防科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「機関員運転講習」	担当者	2	2	松山市
愛媛県消防学校「救急救命士に対する追加講習」	担当者	4	5	松山市
愛媛県消防学校「初級幹部科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「大規模災害対策講習」	担当者	2	4	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」	担当者	1	15	松山市
救急救命士養成研修	担当者	1	193	北九州市
指導救命士研修	担当者	1	41	北九州市

(8) 自治大学校

研修名	対 象 者	受講者数	日数		派	遣	先
自治大学(第2部課程)第179期	庁内人選	1 人	日 74	東京			

(9) 全国建設研修センター

研修名	対 象 者	受講者数	日数	派遣先
建設設備工事監理	担当者	1 人	5 5	小平市
建築リニューアル	担当者	1	4	小平市
アセットマネジメント	担当者	1	4	小平市
コンクリート構造物の維持管理	担当者	1	4	小平市

(10) 日本下水道事業団

研修名	対 象 者	受講者数	日数		派	遣	先	
実施設計コース 管きょ設計Ⅱ	担当者	1	18日	戸田市				

(11) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派遣先
新任担当者の為の秘書業務	担当者	1	2 日	大阪
行政不服審査法実務講座	担当者	1	2	福岡市

(12) 日本環境衛生センター

研修名	対 象 者	受講者数	日数	派	遣	先
日本環境衛生センター「最終処分コース」	担当者	1	11	大野城市		

(13) 日本広報協会

	対 象 者	受講者数	日数	Ù	派 遣	先
広報基礎講座 京都セミナー2017	担当者	1	2 日	東京		
2017写真セミナー	担当者	1	3	京都		

(14) NPO関連研修

研修名	対 象 者	受講者数	日数		派	遣	先	
全国地域づくり人材塾 in 福岡	担当者	1	2 日	福岡市				

(15) 愛媛県等派遣

;	研	修	名	対 象 者	受講者数	日数	派	遣	先	
愛媛県派遣				庁内人選	5	365 [⊟]	愛媛県等			

(16) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数		派	遣	先
全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1	2 日	島根			

(17) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派遣先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 人	日 4	函館市ほか
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	札幌市ほか
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	仙台市ほか
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	苫小牧市ほか
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	北上市ほか
地方創生特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	帯広市ほか
防災・災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	芽室町ほか
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	那覇市

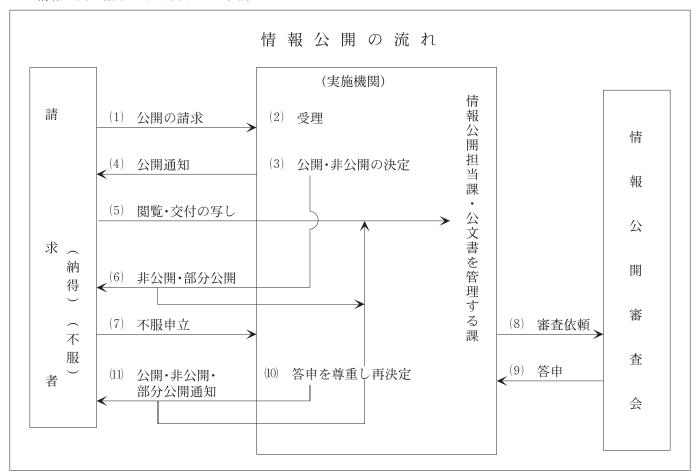
(18) その他

研修名	対 象 者	受講者数	日数	派遣先
全国地方公共団体採用試験担当者交流セミナー	担当者	1	2 日	東京
四国自治体・中堅職員交流研修	希望者	2	2	高松市
第40回 RYLAセミナー	庁内人選	3	2	小豆郡土庄町
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行 (研修)	担当者	1	4	北上市ほか

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続き



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に諮問し、その意見を尊重して公開するかどうかを裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

	_	_	年度	2	8	29			
処理物		実	施機関	市長	その他 の機関	市長	その他の機関		
公			開	20	7	34	18		
部	分	公	開	17	6	10	2		
非	1	7	開	2	0	2	1		
不	7	子	在	1	1	0	0		
却			下	0	0	1	0		
審	查	請	求	0	4	0	0		
合			計	40	18	47	21		

注:実施機関とは、市長(水道局を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上やむを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用 又は提供することを原則としている。目的外に利 用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法 令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得な いときなどに限る。

(4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の 請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己 に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求 ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。

この場合、公正な判断を行うため、個人情報保護制度の重要な事項に対して審議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで 毎年1回公表している。平成29年度実施機関にお ける個人情報取扱事務件数は、571件である。

表⁽¹⁾ 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と 処理状況

		年度	2	8	29			
申請 (申出)区分	施機関	市長	その他 の機関	市長	その他の機関		
開		示	1	0	5	2		
部	分 開	示	4	0	1	2		
不	開	示	0	0	0	0		
不	存	在	0	0	0	0		
取	下	げ	0	0	0	0		
審	査 請	求	0	0	0	0		
合		計	5	0	6	4		

12 市 史 編 さ ん

新居浜市では、これまでに昭和37年と昭和55年の2回、『新居浜市史』を発行している。

前回の市史の発行からはすでに40年近くが経過しており、これまでの間に新居浜市を取り巻く状況は大きく変化してきた。この間に積み重ねられてきた歴史を総括するとともに、新たに発見された事実をもとに新居浜市の過去から現在までの姿を後世に伝えることは、行政のみならず、未来の新居浜市民にとって大切な取り組みである。

このような認識のもと、市制施行80周年を迎えた平成29年度に、教育委員会事務局図書館に市史編さん準備係を置いて準備を進め、平成30年度から総務部に市史編さん室を置き、市史編さん事業を本格的に開始することとした。